校長室から··· NO58. R2.2.18

2月17日推薦入試及び特色選抜入試が行われました。前日準備を兼ねて前日16日に予定していた長距離走大会が悪天候のた





め中止となり、グラウンド状況等心配されましたが、 体育科の実技を含め、小論文、面接等の検査 を無事終了することができました。早朝から教育 研修所駐車場もお借りして保護者、引率の方の 車を誘導し安全を確保。広い敷地故に、気を遣 わねばならないことが多く大変ですが、受検生が 落ち着いて力を発揮できるようにするには必要な

ことです。気温が上がらず、冷たい風も強くなってきて、実技検査は厳しい環境でしたが、大きなけがもなく終えることができ、ホッとしています。受検生の皆さん、保護者、引率の先生方、寒い中お疲れ様でした。発表は、22日(土)14時となります。

12月に実施した自転車ルールテストの結果が返ってまいりました。私も問題を見ましたが、勘違いしていること やわかっていないことがあり、とても勉強になりました。本校は自転車通学者も多いので、今一度確認をしていきたいと思います。また、今後のためにしっかりと覚えておいてください。

初めに、自転車安全利用 5 原則とは①自転車は車道が原則、歩道は例外②自転車は車道の左側を通行③歩道は歩行者優先で車道よりを徐行④安全ルールを守る⑤子供はヘルメットを着用となっています。本校生の回答を見ていると自転車は車でもなく、特別なもので特別なルールがあるというように理解をしている生徒が多いように感じました。(かなり極端な言い方ではありますが・・・。)自転車は軽車両となるため道路交通法が適用されます。当然のことながら罰則規定もありますので注意が必要です。本校生の正答率が悪かった回答には、止まれの看板がある交差点では自動車のみならず自転車も一時停止が原則です。また、狭い道路から広い道路に出る場合も一時停止をして安全確認をする必要があります。高校生の自転車乗車中の人身事故のうち35%をこの違反が占めているということですから、十分な注意が必要です。また、一定の危険な違反行為を3年以内に2回以上行い、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命じられた場合は従わればならないとあり、この講習は14歳以上が対象となりますので生徒の皆さんは該当します。自転車も違反を取られ、講習があることを知っていましたか?本校では7割以上の生徒がこの制度を知りませんでした。自転車保険に加入しているかどうかわかっていない生徒も4分の1以上おり、自転車通学者の多い本校としては、やや問題があるかなという状況でした。以下に罰則等併せて紹介しますので確認をしておいてください。

- Ⅰ 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となるもの
- ①信号順守違反②一時停止、安全確認違反③傘さし運転④携帯電話の使用⑤車道の右側通行 || 5万円以下の罰金
- ①夜間のラ仆無点灯②二人乗り③イヤホンの使用
- Ⅲ 2万円以下の罰金または科料
 - ① 歩道は歩行者優先、車道よりを徐行②二人乗り条件違反③並進の禁止

よく見かけるのは、携帯電話の使用、並進、イヤホンの使用、一時停止と安全確認でしょうか。警察官に呼び止められて2回以上になると講習を受けなければならなくなりますし、ケースによっては罰金なんてこともあり得ます。さらに困るのは、人身事故となり賠償責任を問われることです。例えば歩道を走行中、歩行者と接触しそうになりよけて接触はなかったが歩行者が転倒しケガした場合など、加害者として扱われる場合も出てきます。昨年は携帯電話使用中に歩行者と衝突し、大けがを負わせたとして高校生が書類送検されました。過去には、死亡事故となったケースもあり、9000万円の損害賠償請求を受けた事例もあります。「私は大丈夫」ではなく、保険加入は絶対ですが、それ以前に事故を起こさないよう安全に運転することを心掛けてください。18歳になれば自動車免許の取得もできます。(本校では3年生の2月以降必要に応じて認めています。)交通ルールを守ることはもちろん、マナーにも気を付けて高校生活を安全に過ごしてほしいと思います。

今週末からは学年末考査が始まります。1 年のまとめです。手洗いやうがいを励行し、感染予防に努めるとともに体調維持管理に努め、気持ちよく春シーズンを迎えられるようにしていってください。